

高知県いじめ防止基本方針（改定案）【新旧対照表】

高知県いじめ防止基本方針（平成 29 年 10 月 高知県）		改定のポイント
改定前	改定後の案	生徒指導提要等の関連する部分の記載
はじめに【P1】 いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。 近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。 このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。 一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。 また、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。 このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成 26 年 3 月に「高知県いじめ防止基本方針」を策定した。 しかしながら、本基本方針の策定以降、その解釈や適用の仕方等につ	はじめに【改訂案 P1】 いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。 近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。 このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。 一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。 また、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを、県民一人一人が自ら、主体的に進めなければならない。 このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成 26 年 3 月に「高知県いじめ防止基本方針」を策定した。その後、国の基本方針の改定に伴い、それまでの高知県のいじめ防止対策の検証と総括を踏まえたうえで、平成 29 年 10 月に、いじめ防止等の為に県が実施する取組・施策を示した改定を行った。 しかしながら、本基本方針の策定以降、その解釈や適用の仕方等につ	

いて、関係者の認識やとらえ方の違いから、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事案も見受けられる。関係者は子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかなければならない。 そのために、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者は連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「高知県いじめ防止基本方針」を改定した。	いて、関係者の認識やとらえ方の違いから、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事案も見受けられる。関係者は子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかなければならない。 そのために、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者は連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「高知県いじめ防止基本方針」を改定した。 令和4年には、生徒指導提要が改訂され、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面がより重視されることとなった。また、同年6月には、「こども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられた。このような社会情勢等の変化を踏まえ、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、いじめを生まない環境づくりやいじめに向かうことのない児童生徒の育成に向けて、県が実施する施策及び学校が実施する取組について追記し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが積極的・主体的に取り組み、県民総がかりで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「高知県いじめ防止基本方針」を再び改定した。	○改定のポイント3 「生徒指導提要」の改訂、「こども基本法」の施行等に伴った内容の追加等
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 【P3、4】 3 基本方針の目標と取組の視点 ③ 人と人との結び付きを強める 人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、心が温かいという県民性を、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチフレーズでアピールした「高知家」。 このコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。	第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 【改定案 P4、5】 3 基本方針の目標と取組の視点 ③ 人と人との結び付きを強める 人と人との触れ合いを大切に、親しみやすく、心が温かいという県民性を、「高知県は、ひとつの大家族やき。」というキャッチフレーズでアピールした「高知家」。 このコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。このコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組をさらに進めることにより、豊かな人	○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・いじめを禁止するだけではなく、「豊かな関係性をつくろう」といったメッセージを伝える等、対人関係を豊かにすることによって結果的にいじめをなくすといった視点も重要である。

【P5】 4 高知県のいじめの現状 平成 27 年度の高知県におけるいじめの認知件数は 1,315 件であり、前年度より 647 件増加している。また、1,000 人当たりの認知件数は 18.2 件で、前年度より 8.8 ポイント高くなっており、全国平均（16.4 件）より 1.8 ポイント高くなっている。本県ではこれまで、各学校において、いじめに関する校内研修や「いじめアンケート」を実施してきており、それ以外にも、教職員間の情報共有や、授業、学級活動等での児童生徒の観察等に組織的に取り組んでいる。このような取組を通して、教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、日々アンテナを高くすることにつながり、いじめの認知件数の上昇につながっていると考え。 いじめの態様は、すべての学校種で「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」が最も多く、70%を超える割合を示している。特徴的なのが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が高等学校で 2 番目に多く、17.4%となっていることである。 いじめ発見のきっかけは、すべての学校種で「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く、次いで小・中・高等学校では「本人からの訴え」が、特別支援学校では「学級担任が発見」が多い。 また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての学校種で高い数値を示しており、全体では、「解消」「一定解消」を合わせて 96.8%となっている。しかし、いじめは単に謝罪をもって容易に解消とすることはできず、複数の要件を勘案して慎重に判断されなければならない。そして、仮に「解消」または「一定解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察等も含め継続した取組が重要である。 インターネット上のいじめの認知件数は、平成 27 年度は 69 件で、前年度と比べて 29 件増加しており、学校種を問わず増加傾向にある。インターネット上のいじめは潜在化しやすく、実態把握が難しいため、この件数は氷山の一角であると考えるのが妥当である。 さらに、高知県いじめ防止基本方針が策定された平成 26 年 3 月以降にお	間関係をつくりあげていくことで、いじめを生まない環境を整えていくことが重要である。 【改定案 P6, 7】 4 高知県のいじめの現状 令和 4 年度の高知県におけるいじめの認知件数は 3,749 件であり、いじめ防止対策推進法が平成 25 年に施行されて以降、全国同様増加傾向となっている。また、1,000 人当たりの認知件数は、全国平均よりも高い状況が続いている。平成 27 年度の高知県におけるいじめの認知件数は 1,315 件であり、前年度より 647 件増加している。また、1,000 人当たりの認知件数は 18.2 件で、前年度より 8.8 ポイント高くなっており、全国平均（16.4 件）より 1.8 ポイント高くなっている。本県ではこれまで、各学校において、いじめに関する校内研修や「いじめアンケート」を実施してきており、それ以外にも、教職員間の情報共有や、授業、学級活動等での児童生徒の観察等に組織的に取り組んでいる。このような取組を通して、教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、いじめの認知件数の上昇につながっていると考え。 いじめの態様は、すべての学校種で「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」が最も多い割合を示している。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が増加傾向となっており、SNS での誹謗中傷や、悪意のない書き込みでも相手を傷付けてしまうといった事案が多く発生している。また、インターネット上のいじめは潜在化しやすく、実態把握が難しいため、この件数は氷山の一角であると考えるのが妥当である。 いじめ発見のきっかけは、令和 4 年度は「本人からの訴え」が最も多く、教職員のいじめに対する認識が高くなったことに加え、児童生徒の「いじめは許される行為ではない」「一人で悩みを抱え込まない」といったいじめに対する認識が向上していることが考えられる。 また、令和 4 年度に認知したいじめについて「解消」している割合は 76.0%で、全国値（77.1%）より低い割合となっている。いじめの被害が長期化・重篤化しないためにも早期に解消される手立てを講じる必要がある。しかし、いじめは単に謝罪をもって容易に解消とすることはできず、複数の要件を勘案して慎重に判断されなければならない。そして、仮に「解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察等も含め継続し	○「令和 4 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
---	--	---

いて、認知されたいじめの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみでは解決が困難である、深刻な事案が数件発生している。 なお、高知県における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比べると高い現状である。不登校の要因は個々の児童生徒によって異なるが、「友人との関係」や「無気力」、「遊び・非行」等の要因が複雑化、多様化して関連しており、その背景に「いやがらせやいじめをする児童生徒の存在や、友人との人間関係」が存在する可能性があることにも十分な配慮が必要である。 このように、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携・協働など、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要があると考える。	た取組が重要である。 さらに、いじめの重大事態が、全国値より依然高い状況が続いており、このことは憂慮すべきことである。いじめを生じさせない未然防止の取組や、いじめの認知を積極的に行い、さらに的確に対応する手立てを講じていく必要がある。 いじめの態様は、すべての学校種で「冷やかashi・脅し・嫌な事を言う」が最も多く、70%を超える割合を示している。特徴的なのが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が高等学校で2番目に多く、17.4%となっていることである。 いじめ発見のきっかけは、すべての学校種で「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く、次いで小・中・高等学校では「本からの訴え」が、特別支援学校では「学級担任が発見」が多い。 また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての学校種で高い数値を示しており、全体では、「解消」「一定解消」を合わせて97.4%となっている。しかし、いじめは単に謝罪をもって容易に解消とすることはできず、複数の要件を勘案して慎重に判断されなければならない。そして、仮に「解消」または「一定解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察等も含め継続した取組が重要である。 インターネット上のいじめの認知件数は、平成27年度は69件で、前年度と比べて29件増加しており、学校種を問わず増加傾向にある。インターネット上のいじめは潜在化しやすく、実態把握が難しいため、この件数は氷山の一角であると考えるのが妥当である。 さらに、高知県いじめ防止基本方針が策定された平成26年8月以降において、認知されたいじめの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみでは解決が困難である、深刻な事案が数件発生している。 なお、高知県における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比べると高い現状である。不登校の要因は個々の児童生徒によって異なるが、「友人との関係」や「無気力」、「遊び・非行」等の要因が複雑化、多様化して関連している。また、いじめの背景には、これらの要因が複合的に関連して発生することにも十分配慮が必要である。おり、その背景に「いやがらせやいじめをする児童生徒の存在や、友人との人間関係」が存在する可能性があることにも十分な配慮が必要である。	○改定のポイント1 いじめの重大事態化を防ぐための取組の充実
---	---	---------------------------------------

	このように、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携・協働等、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要があると考える。	
【P6、7】 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1) いじめの防止 いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。 学校は、教育活動全体を通じてすべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。 また、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。 (2) いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断し	【改定案 P7、8】 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (1) いじめの防止 いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。 学校は、教育活動全体を通じてすべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒にとって安全で安心な学級づくりに向けて、自己有用感や充実感を感じられる発達支持的生徒指導（「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた子どもの成長を支える働きかけ）もいじめの未然防止の観点から重要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。 また、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。 (2) いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする場合だけでなく、被害児童生徒が	○ポイント3 「生徒指導提要」の改訂、こども基本法」の施行等に伴った内容の追加（再掲）

にくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。 このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。 また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるような学校との連携体制を整備することも必要である。 (3) いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。 このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。	被害を訴えづらい状況にある学校など、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。 このため、ICTの活用も含めた定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。 また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をしっかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できるような学校との連携体制を整備することも必要である。 (3) いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、いじめの認知から解消まで連続性のある組織的な対応を行うことが必要である。 このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。	○改定のポイント2 「ネットいじめ」に関する対策も含めた未然防止の取組の充実 ⇒ICTなどを活用していじめに気づきやすくする環境整備の徹底 ○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・ICTを活用したアンケート調査もいじめの早期発見に効果があると考えられる。 ○ICTを活用することで、児童生徒の心身の状態の変化に気づきやすくなる、あるいは、児童生徒理解の幅の広がりにつながることも考えられ、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見の一助になることも期待される。（「生徒指導提要」P35） ○改定のポイント1 ①重大事態化の防止に向けた対策 ・いじめの認知からいじめの解消までの連続性のある対応
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 【P9】 2 いじめの防止等のために県が実施する施策 (1) 学校が主体となって進める取組への支援 ① いじめの防止 ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進 ○ 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進 児童生徒が、それぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育てていかなければならない。そのために、「学	第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 【改訂案 P11】 2 いじめの防止等のために県が実施する施策 (1) 学校が主体となって進める取組への支援 ① いじめの防止 ア 児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進 ○ 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進 児童生徒が、それぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置づけ、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育てていかなければならない。そのために、「学力向	

力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の三本柱の取組を通してキャリア教育を推進する。 ○ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進 児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道德教育を推進する。拠点地域における取組を県全体に普及して、県全体で家庭・地域と連携した道德教育を推進し、児童生徒の道德性の向上を図る。 また、児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。 あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。 ○ 情報モラル教育の充実 インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。 このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができ	上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の3本柱の取組を通してキャリア教育を推進する。 ○ 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進 児童生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した市町村ぐるみの道德教育を推進する。拠点地域における取組を県全体に普及して、県全体で家庭・地域と連携した道德教育を推進し、児童生徒の道德性の向上を図る。 また、児童生徒の豊かな情操や発達段階に応じたコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。そして、それらの活動が、児童生徒が互いに認め合い、励まし合い、支え合える共感的な人間関係を育み、いじめの防止の基盤となるよう支援する。 あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。 ○ 情報モラル教育の充実 インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。 このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。とともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができ	○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・発達段階に応じたコミュニケーションスキルを身に付けさせることが必要である。 ○改定のポイント3 「生徒指導提要」の改訂、こども基本法」の施行等に伴った内容の追加（再掲） ・児童生徒がお互いに自分の得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、発表や課題提出において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒がお互いに関心を抱き合う授業づくりを通して実現される共感的な人間関係が育つ集団づくりは、いじめや非行の防止等の基盤になる。（「生徒指導提要」P47）
---	--	---

るよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。	きるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。また、情報モラル教育を通じた未然防止の取組として、教科等（保健体育科、家庭科、技術・家庭科、道徳科、特別活動等、高等学校は公民科、情報科を含む）を横断した取組の充実を推進するとともに、「情報モラル教育実践事例集」「情報モラル教育実践ハンドブック」を活用した情報モラル教育の充実を促進する。 【改定案 P12】 ○ 法的な側面からいじめを考える教育の推進 いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果の顧慮と責任があるという自覚を持つよう働きかけることも必要である。そのような視点から、発達段階に応じて、弁護士等による法律的な視点からのいじめの未然防止教育を推進する。 あわせて、児童生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携していじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。	○改定のポイント 2 ②いじめの未然防止のための情報モラル教育の充実 ・教科等横断的な取り組みの充実 ○改定のポイント 2 ②いじめの未然防止のための情報モラル教育の充実（再掲） ・法的側面からいじめを考える教育の推進 ○児童生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果の顧慮と責任があるという自覚を持つよう働きかけることも必要である。そのような視点から、発達段階に応じて、法や自校のいじめ防止基本方針について理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを身に付けることも、未然防止教育として重要である。（「生徒指導提要」P134）
【P10】 イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進 ○ 学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進 いじめを生じさせないためには、児童生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していくことが重要である。 そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組の推進を図る。	【改定案 P12】 イ 児童生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進 ○ 学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進 いじめを生じさせないためには、児童生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての児童生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していくことが重要である。 そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組の推進を図る。	

○ 児童生徒の主体的な活動の推進 いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動やホームルーム活動を通して、児童生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童会・生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。 そのため、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。 また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。 さらに、各学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を支援する。	○ 自己指導能力を獲得させる取組 いじめを生じさせないためには、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが必要であり、学校生活のあらゆる場面で、自己存在感を実感し、自己肯定感や自己有用感を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権感覚を育むことが必要である。 そのため、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が、深い自己理解に基づき、主体的に自己実現の道を選び取ることができる自己指導能力を身に付けさせることを意識した発達支持的生徒指導の充実の推進を図る。 ○ 児童生徒の主体的な活動の推進 いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動やホームルーム活動を通して、児童生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、児童会・生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。 そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進するとともに、「いじめ予防等プログラム」の積極的活用について周知する。 また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行うなど、児童会・生徒会活動の活性化を図る。 さらに、各学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的な活動を支援する。 また、いじめやインターネットの問題の未然防止や解決に向けて、各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議等を行ったり、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されたりするよう、児童生徒の主体的な活動を支援する。 さらに、児童生徒が自らの考えを表現する機会のひとつとして人権作文コンテスト等の積極的な周知を行う。いじめ防止基本方針」の見直し等に際し、児童生徒自身のいじめ防止に対する考えや意見が反映される	○ポイント3 ④いじめ問題を自分のこととして考え、議論する実践的な取組 ・児童生徒が深い自己理解に基づき、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行為を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指される。（「生徒指導提要」P13-14） ・「いじめ予防等プログラム」の追記 ○ポイント2 「ネットいじめ」に関する対策も含めた、未然防止の取組の充実（再掲） ・インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められる。児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めることは、児童生徒がルールを守ることの重要性を自覚するきっかけとなる。（「生徒指導提要」P248） ○ポイント3 ④いじめ問題を自分のこととして
---	--	--

【P10】 ウ 教職員の資質能力の向上 ○ 校内研修の実施の促進 各学校で、年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。 また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。 【P11】 ○ 障害のある児童生徒に対する指導の在り方についての理解 障害のある児童生徒が、周囲の児童生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。 そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある児童生徒だけでなく、生活の中でつまづきやすい児童生徒を含めた、すべての児童生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要がある。 また、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じ	ような取組を推進・支援する。 【改定案 P13】 ウ 教職員の資質能力の向上 ○ 校内研修の実施の促進 各学校で、年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力・支援力の向上や、法的な考え方に基づく対応、学校としての組織的な対応を図るための校内研修の実施を促すとともに、研修資料・情報提供等の支援を行う。 また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修の推進を図る。 さらに、「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」、「学級経営ハンドブック」、「Let's feel じんけん」「いじめ予防等プログラム」「高知県生徒指導ハンドブック」等、指導資料を活用した校内研修の実施の促進・活性化に向けて、研修会等で具体的な活用方法の周知・普及を図る。 【改定案 P14】 ○ 障害のある児童生徒に対する指導の在り方についての理解 発達障害を含む障害のある児童生徒が、周囲の児童生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。 そのためには、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある児童生徒だけでなく、生活の中でつまづきやすい児童生徒を含めた、すべての児童生徒が互いの特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う必要がある。 また、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じ	考え、議論する実践的な取組 ⇒児童生徒が意見を述べ、考える機会を確保するとともに、子どもたちの声を県基本方針に反映 ・人権作文コンテストの追記 ○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・各教職員がそれぞれの立場で、子どもの変化に気づく力、トラブルについて適切に指導・支援していく力等の対応力を身につけていく必要がある。 ○改定のポイント1 ③多角的な視点による早期発見・対応 ・予防的にも活用できる法務支援体制の構築（「生徒指導提要」P111） ・「いじめ予防等プログラム」「高知県生徒指導ハンドブック」の追記
---	--	--

た効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学時引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。	た効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学時引き継ぎシート」、「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。	
【P11】 ② いじめの早期発見 ア いじめの実態把握 各学校において、年2回以上、県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、各学校の実情に応じて、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせ、いじめの認知に努めるよう求める。なお、学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検する。	【改訂案 P14】 ② いじめの早期発見 ア いじめの実態把握 各学校において、年2回以上、県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査を実施するとともに、各学校の実情に応じて、ICTの活用、個別面談、日記や家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせ、いじめの認知に努めるよう求める。また、児童生徒一人一人の状態を知り、いじめの早期発見にもつながるよう、学習支援プラットフォーム「きもちメーター」の活用促進を図る。なお、学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検する。 さらに、いじめの重大事態化を防ぐため、児童生徒が、いじめの被害を受けたときに、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的な実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められたときに、どのように対応したらよいのかを学ぶ「SOSの出し方教育」を推進する。	○改定のポイント2 いじめの重大事態化を防ぐための取組の充実（再掲） ○改定のポイント2 ③多角的な視点による早期発見・対応 ・一人一台端末による学習支援プラットフォーム「きもちメーター」の活用促進 ○改定のポイント1 いじめの重大事態化を防ぐための取組の充実（再掲） ⇒いじめを重大事態化させることなく、早期対応に向かうための手立ての充実 ・悩んだときに、人に話す・聞いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組も有効である。（「生徒指導提要」P234）
【P12】 イ 相談支援体制の整備・充実 心の教育センターのワンストップ&トータルな相談支援体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、各学校における校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。 心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所における相談や、「24時間子供SOSダイヤル」の実施により、常時いじめの相談に応じることができる体制を整備し、児童生徒から活用されるよう、積極的に周知する。特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその	【改定案 P15】 イ 相談支援体制の整備・充実 心の教育センターのワンストップ&トータルな相談支援体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、各学校における校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。組織的な支援を進めるにあたっては、些細なことでも報告し、常に問題を学校全体で共有できる雰囲気や、対応について困ったときに、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されるよう啓発を行う。 また、心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所等における相談や、「24時間子供SOSダイヤル」、「SNS等を活用した相談」の	○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・人は間違ふものである、という前提に立ち、ヒヤリハットだけでなく、好事例も共有することで、教職員にとっても、児童生徒にとっても安全・安心な学校となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に有効と考える。 ・「SNS等を活用した相談」の追記

一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。 なお、周知の際には児童生徒に対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるよう努める。	実施により、常時いじめの相談に応じることができる体制を整備し、児童生徒から活用されるよう、積極的に周知する。特に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。 なお、周知の際には児童生徒に対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるよう努める。 ウ 関係機関と連携した支援体制の推進 学校では取り扱いの判断が困難な事例も想定されるため、学校及び学校の設置者と警察との日常的な情報共有体制の構築を促進する。また、法務少年支援センター等の、関係機関との連携の強化を図る。	○ポイント１ ①重大事態化の防止に向けた対策・専門人材、地域・関係機関との協働も含めた組織的対応 ※重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報が必要である一方、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、学校及び学校の設置者においては、警察署等と個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう体制の構築に取り組むこと。（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」令和５年２月 文部科学省通知）
【P12】 ③ いじめへの対処 ア 「緊急学校支援チーム」等の派遣 公立学校においていじめにより児童生徒の生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、学校の求めに応じて、指導主事等の職員、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等を派遣し、児童生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言を行い、適切に支援を行う。なお、学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく。	【改定案 P15】 ③ いじめへの対処 ア 「緊急学校支援チーム」等の派遣 公立学校においていじめにより児童生徒の生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案について、学校の求めに応じて、指導主事等の職員、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等を派遣し、児童生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言を行い、適切に支援を行う。なお、学校に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく。	
【P12】 （２）教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備 教職員が子どもたちとしっかり向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような学校指導体制の整備が重要である。そのために、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭や養護教諭その他の教職員の配置、いじめ防止を含む教育相談に応じるスクール	【改定案 P16】 （２）教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備 教職員が子どもたちとしっかり向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような学校指導体制の整備が重要である。そのために、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭や養護教諭その他の教職員の配置、いじめ防止を含む教育相談に応じるスクール	

カウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される弁護士等の確保等、必要な措置を講じる。 また、部活動休養日の設定、運動部活動支援員等の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務分担の軽減を図る。	カウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される弁護士等の確保等、必要な措置を講じる。 また、部活動休養日の設定、運動部活動支援員等の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務分担の軽減を図る。 さらに、学校において対応が難しい事案について、初期対応の段階のみならず、予防的にも活用することができる法務相談体制を構築し、周知と活用の促進を図る。	○改定のポイント 1 ③（再掲） ・予防的にも活用できる法務支援体制の構築（「生徒指導提要」P111）
【P13】 （３）学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進 ① P T Aや地域の関係団体との連携促進 P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業に関する周知を図る。 また、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。	【改定案 P16】 （３）学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進 ① P T Aや地域の関係団体、関係機関との連携促進 PTAや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等、「いじめ予防等プログラム」を活用したに関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業に関する周知を図る。 また、インターネット問題は、SNS等、多くの人が目にする場所で発生することが多く、本人や保護者の訴えのみならず、ネットパトロール等、外部の機関の協力を得ることも重要な方策である。加えて、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要がある。インターネットの危険性等の周知のみならず、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。（＊）	○改定のポイント 1 ①重大事態化の防止に向けた対策（再掲） ・専門人材、地域、関係機関との協働も含めた組織的対応 ・「いじめ予防等プログラム」の追記 ・ネットパトロールの追記
【P13 欄外】 ＊ 平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」には、保護者の責務として、子どものインターネットの利用状況を適切に把握することや、フィルタリングの利用等によりインターネットの利用を適切に管理すること等が示されている。	【改定案 P16 欄外】 ＊ 平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（令和4年6月改正）には、保護者の責務として、子どものインターネットの利用状況を適切に把握することや、フィルタリングの利用等によりインターネットの利用を適切に管理すること等が示されている。	

【P13】 ③ 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり 学校支援地域本部（地域学校協働本部）、放課後子ども教室・放課後児童クラブなど、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。 また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。	【改定案 P17】 ③ 地域ぐるみ全体で子どもの育ちを支援する体制づくり 学校支援地域本部（地域学校協働本部）、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。 また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。 放課後等の子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、生活習慣の獲得や社会性の取得など子供たちの成長を支える活動を支援する。 また、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の活動内容の充実等に取り組む。 さらに、民生委員・児童委員や主任児童委員が日頃から学校と関わりを持ち、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を強化した、高知県版地域学校協働本部への展開を推進する。 そして、子どもや保護者の居場所となるとともに、地域における見守りの場としての機能が期待される「子ども食堂」の設置や運営への支援を行う。	○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・地域住民が学校を知る、学校が地域を知ることは大切である。いじめの未然防止や早期発見、対応の視点からも、地域と学校が日常的につながり、学校の活動を支援できる取組の促進が必要と思われる。 ・地域における保護者や子どもの居場所としての「子ども食堂」が、課題を抱える子どものサインを見逃さず、必要な支援につなぐ役割を担っているよう支援を行う。
【P15】 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策 （1）学校いじめ防止基本方針の策定 ① 学校基本方針の内容 ○ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につながる。	【改定案 P18】 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策 （1）学校いじめ防止基本方針の策定 ① 学校基本方針の内容 【改定案 P19】 ○ 学校いじめ防止基本方針の見直しに際し、児童生徒の意見をとり入れることにより、児童生徒がいじめ問題についての意見を表明し、いじめ防止の取組に主体的に参画することにつながる。 ○ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につながる。	○ポイント3 いじめ問題を自分のこととして考え、議論する実践的な取組（再掲） ・児童生徒が自分の意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保（「こども基本法」3条）

学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教員の資質向上に資する校内研修の充実等を定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。 その中核としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。 また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。	○ いじめ加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付け、厳しく指導する側面だけではなく、いじめ加害者が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるといった、寄り添う姿勢を心がけることにより、「いじめをしない子ども」へと成長できるよう、いじめ加害者への支援につながる。 学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教員の資質向上に資する校内研修の充実、早期対応のために事案発生当初から必要な情報共有が図ることができるよう、日常からの関係機関との連携の在り方等を定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。 その中核としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。 また、ICTの活用を含めた、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通した当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。	○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・虐待の問題では、虐待をした側へどのように関わっていくかがその後の虐待を防ぐために大切にされている。いじめにおいても、加害者の背景等について考えたり、加害側にも寄り添えたりするような視点が必要である。 ・いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるよう心かける。（「生徒指導提要」P136） ○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・事案発生当初より関係機関と連携することで、早期の解決や学校の経験値を挙げることができる。 ○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映（再掲） ・ICTを活用したアンケート調査もいじめの早期発見に効果があると考えられる。 ○ICTを活用することで、児童生徒の心身の状態の変化に気づきやすくなる、あるいは、児童生徒理解の幅の広がりにつながることも考えられ、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見の一助になることも期待される。（「生徒指導提要」P34）（再掲）
【改訂案 P16】 ② 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっての留意点	【改定案 P20】 ② 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっての留意点	

学校いじめ防止基本方針を策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒と共に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。 さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	学校いじめ防止基本方針を策定・見直しを行うに当たっては、児童生徒、保護者、地域住民にとって分かりやすい表現を心がけるとともに、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえでも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒と共に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定・見直しに際し、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加を促し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加児童生徒がいじめの問題を自分のこととして考え、議論し、自分たちの意見を表明する機会が確保できるよう留意する。 さらに、策定・見直しをした学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	○令和５年度連絡協議会の協議内容の反映 ・子どもたちや保護者にとって分かりやすく、多角的な目から見ても大きな指針となりうる「県いじめ防止基本方針」が必要と考える。 ○ポイント３ ④いじめ問題を自分のこととして考え、議論する実践的な取組 ⇒児童生徒が意見を述べ、考える機会を確保するとともに、子どもたちの声を県基本方針に反映（再掲）
【P16】 （２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「組織」を置く。 ① 組織の役割 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。 【未然防止】 ○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割	【改訂案 P21】 （２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための「組織」を置く。 ① 組織の役割 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。 【未然防止】 ○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割 ○ インターネット上のいじめをはじめとする、学校では取り扱いの判断が困難な事例も想定されることから、未然防止の段階においても、スクールサポーター制度の活用等、日頃から警察との情報共有を行う体制を構築する役割	○関係機関との日常的な連携（改定のポイント及び協議会での協議の内容の反映） ・いじめの早期発見、対応のために、スクールサポーター制度等を活用して、警察と学校が日常から

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】 【P18】 これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。	【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】 【改定案P22】 これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。いじめを発見した教員が一人で抱え込むことなく、些細なことでもいじめ防止対策組織に報告し、常に問題を学校全体として共有し取り組んでいくとともに、好事例についても日常的に共有する雰囲気を作り出すことが必要である。	つながることが有効である。 ※重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報が必要である一方、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、学校及び学校の設置者においては、警察署等と個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう体制の構築に取り組むこと。（「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」令和5年2月 文部科学省通知）（再掲） ・スクールサポーター制度の迫記 ○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・人は間違うものである、という前提に立ち、ヒヤリハットだけでなく、好事例も共有することで、教職員にとっても、児童生徒にとっても安全・安心な学校となり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に有効と考える。（再掲） ・教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断せずに、進んで報告・相談できるように環境を整備する（「生徒指導提要」P127）
【P19】 （3）学校におけるいじめの防止等に関する措置 学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。 ① いじめの防止 いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。 指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。	【改定案 P23】 （3）学校におけるいじめの防止等に関する措置 学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。 ① いじめの防止 いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するべきし、自分の意見を表明するといった二と等のいじめの防止に資する活動に取り組む。 指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。	○改定のポイント3 ④いじめ問題を自分のこととして考え、議論する実践的な取組 ⇒児童生徒が意見を述べ、考える機会を確保するとともに、子どもたちの声を県基本方針に反映(再掲)

【P20】 ○ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。 また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。 さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。 【P20】 ○ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを	【改定案 P24】 ○ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う＝とともに、 ○ 子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組により、豊かな人間関係をつくりあげていくことで、いじめを生まない環境を整えていくことが重要である。そして、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけていくことが求められる。 また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。また、悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える児童生徒も見られるため、いじめの被害を受けたときに、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められたときに、どのように対応したらよいのかを学ぶ「SOS の出し方教育」等も積極的に行う。 さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。 【改定案 P24】 ○ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを	○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・いじめを禁止するだけでなく、「豊かな関係性をつくろう」といったメッセージを伝える等、対人関係を豊かにすることによって結果的にいじめをなくすといった視点も重要である。（再掲） ○ポイント1 いじめの重大事態化を防ぐための取組 ⇒いじめを重大事態化させることなく、早期対応に向かうための手立ての充実（再掲） ・悩んだときに、人に話す・聞いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組も有効である。「生徒指導提要」P234） ・成長途中にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求を表出することは、「適切に依存できるネットワークを築いて「自立」（大人になる k と）への第一歩である」と理解する。（「生徒指導提要」P131）
---	--	--

防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。 ○ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下、「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。	防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童生徒の理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、児童生徒の心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努める。 ○ 東日本大震災大規模災害等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下、「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。	・「性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の交付について（令和5年6月 文部科学省通知） ・「東日本大震災」を「大規模災害等」に変更
【P20】 ② 早期発見 いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。 このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。 アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとつ	【改定案 P25】 ② 早期発見 いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。 このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 各学校は、学校いじめ防止基本方針において、ICTの活用を含めたアンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。 アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとつ	○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 再掲 ・ICTを活用したアンケート調査もいじめの早期発見に効果があると考えられる。（再掲） ○ICTを活用することで、児童生徒の心身の状態の変化に気づきやすくなる、あるいは、児童生徒理解の幅の広がりにつながることも考えられ、悩み

ては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。 その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておく。	ては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、保護者との間に不信感が生まれてしまうことのないよう、初期の段階から、確認された事実を伝え、指導・援助方針についても丁寧に説明していく。 その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておく。	や不安を抱える児童生徒の早期発見の一助になることも期待される。（「生徒指導提要」P34）（再掲） ○令和5年度連絡協議会の協議内容の反映 ・いじめの対応における課題としては、被害、加害の関係が複雑であり、保護者間のトラブルに発展することもある。加害・被害生徒の関係性の把握や保護者に納得してもらえる説明等が必要である。
【P15】 4 重大事態への対処 （１）学校の設置者又は学校による調査 ① 重大事態の発生と調査 重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。	【改定案 P27】 4 重大事態への対処 （１）学校の設置者又は学校による調査 ① 重大事態の発生と調査 重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（令和6年〇月改訂文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。 以下改定無し	・今後、「ガイドライン」の改定に伴う記載の変更を予定